

松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

本事業は、現在供用している一般廃棄物最終処分場の東側に新たに最終処分場を整備するものであるが、事業の実施にあたってはより一層の環境影響の低減に向け、以下の措置を適切に講ずること。

(総括的事項)

- 1 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 2 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 3 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。

(個別的事項)

1 大気質・悪臭

大気質及び悪臭の予測、評価にあたっては、対象事業実施区域周辺における風向等の気象条件を適切に反映させるとともに、結果を踏まえ周辺住居への影響を可能な限り低減した計画とするよう努めること。

2 水質

全窒素、全りん、塩分、色、濁度、電気伝導度については、放流先河川の水質に影響を及ぼすおそれがあることから、予測、評価の実施を検討すること。

3 地下水

事業実施区域周辺の地下水の流況や流向、水質の状況を把握するために、必要に応じ対象事業実施区域外にも調査地点を設定すること。

4 地形及び地質

- (1) 対象事業実施区域の周辺に存在する断層について情報を精査するとともに、活断層が確認された場合には必要に応じ土地の安定性の予測、評価を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺に分布する一志層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に努めること。

5 陸生動物・生態系

本事業は山林や放棄水田が散在する里山環境を改変するものであることから、調査にあたってはニホンイシガメ等の里山環境に生息する希少な動植物や、トウカイコモウセンゴケ等の東海地方の丘陵地に固有の東海丘陵要素植物が生育している可能性があることにも留意し、調査手法について検討すること。

6 水生生物

事業実施区域内のため池に水生生物が生息している可能性があるため、水生生物の調査を検討すること。

7 温室効果ガス

メタン発生量の予測にあたっては、事業計画や既存資料からの事例の引用により適切な予測、評価に努めるとともに、供用時の温室効果ガスの排出を極力抑制すること。